

板橋区国民健康保険特定保健指導事業実施要綱

(平成 20 年 3 月 26 日 区長決定)

(平成 25 年 4 月 1 日 一部改正)

(平成 30 年 2 月 26 日 一部改正)

(令和 6 年 3 月 7 日 一部改正)

(目的)

第 1 条 この要綱は、高齢者の医療の確保に関する法律（昭和 57 年法律第 80 号）の規定に基づき、平成 20 年 4 月から医療保険者に義務付けられた特定健康診査（以下「特定健診」という。）に基づく特定保健指導について、板橋区（以下「区」という。）における特定保健指導の実施方法を定めることを目的とする。

(対象者)

第 2 条 特定保健指導の対象者は、特定健康診査の結果により、厚生労働大臣が定める『特定健康診査及び特定保健指導の実施に関する基準』（平成 19 年厚生労働省令第 157 号。以下「実施基準」という。）第 7 条及び第 8 条に該当する者とする。ただし、区の判断により、特定保健指導対象者のうち生活習慣の改善により予防効果が大きく期待できる者を明確にし、優先順位をつけて実施する場合は、優先順位の高い者を対象者としてすることができる。

(特定保健指導の実施)

第 3 条 区は、厚生労働大臣の定める実施基準及び『標準的な健診・保健指導プログラム』に準拠し、また『板橋区国民健康保険第四期特定健康診査等実施計画』に基づき、動機づけ支援又は積極的支援により特定保健指導を行うものとする。

(その他の保健指導)

第 4 条 区は、特定健診の結果その他の事情により、被保険者の健康の保持増進のために必要があると認めるときは、動機づけ支援又は積極的支援の対象者以外の者に対しても、特定保健指導を実施することができる。

(自己負担金)

第5条 特定保健指導に係る自己負担金は、無料とする。

(事業の委託)

第6条 区は、特定保健指導について、実施基準第16条に規定する『特定保健指導の外部委託に関する基準』を満たす者との委託契約を締結することができる。

(記録の保存)

第7条 区は、特定保健指導に関する記録を電磁的方法により、当該記録の作成の日の属する年度の翌年度から5年を経過するまでの期間又は被保険者が他の保険の被保険者となった日の属する年度の翌年度の末日までの期間のうちいずれか短い期間、当該記録を保存しなければならない。

(記録の保存に関する事務の委託)

第8条 区は、前条に定める事務の全部又は一部を、当該事務を適切かつ円滑に遂行しえる者に委託するものとする。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、特定保健指導に関する必要な事項については、健康生きがい部長が別に定める。

付 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

付 則

この改正要綱は、平成25年4月1日から施行する。

付 則

この改正要綱は、平成30年4月1日から施行する。

付 則

この改正要綱は、令和6年4月1日から施行する。